

# 国立保健医療科学院におけるデータの取扱いに関する基本方針

令和2年11月5日

## 1.目的

この基本方針は、国立保健医療科学院（以下、「科学院」という。）が、研究、養成訓練、事業の成果および派生的活動の中で得られた各種のデータの取扱いと利用について述べるものである。

めざましい科学技術の進歩や高度情報化、そして地球環境の著しい変化は、国民の生命や健康に影響を及ぼす新たな課題を提起している。また、急激に進む少子高齢化によって、年金、医療、介護などの領域における既存の制度の見直しや新たな施策の展開が喫緊の課題となっている。科学院は、保健、医療、福祉及び生活環境に関する行政施策の推進を図るため、地方自治体職員等の人材育成を実施するとともに、これらに関する調査及び研究を行っている。これらを通じ、我が国の公衆衛生の向上に寄与することが、科学院の使命である。

これまで科学院は、公的資金等にもとづいて、政策に科学的根拠を提供するための調査、データ収集を行い、また多岐に渡る人材育成に関わるべく、様々なコンテンツを開発している。また、保健、医療、福祉、生活環境を含む公衆衛生分野に関して情報を公開している。これら科学院が保有している情報を、人類共有の財産として広くかつ利用しやすいデータとして公開することが、当院に課せられた最も重要な使命の一つと考える。

この使命を達成するために、ここに基本方針を定める。

## 2.対象となるデータ

下記のデータは基本的に公開対象とする。

- ・科学院の施設・設備を利用して得られたデータ
- ・外部の公的資金等を活用して実施した事業・研究を通して得られたデータ
- ・外部組織との協業、共同研究等を通して得られ、公開に同意されたデータ
- ・及び、上記から得られたデータをもとに派生して得られたデータ

その上で、公益性や社会的需要が高いもの及び公開猶予期間終了後のものから、優先度をつけて公開する。

但し、下記のデータについては、データ請求ごとに個別に審議対応するものとし、必要な安全管理対策等を施した上で妥当であるものと認められたもののみ公開あるいは提供するものとする。

- ・機微な（個人）情報を含むデータ
- ・著作権、特許権、商業利用等に制約を課せられたデータ
- ・公的機関、国内研究者のみに開示対象を制限すべきデータ
- ・その他、院長が指定したデータ

### 3.対象となるメタデータ

非公開であっても保有していることの情報開示をするために、メタデータは上記の公開の対象、非対象に関わらず、国際標準規格に準じたメタデータを作成し公開するものとする。但し、国家安全保障に係るもの等存在自体が機微なもの及び院長から具体的に指定のあったものについては、メタデータも非公開とする。

### 4.データの保存・管理・運用・セキュリティについて

科学院は国際的なリポジトリ・レジストリ標準規格に準拠したデータの品質と適切な管理につとめる。データ保存はクラウドサービス等も活用しながら、真正性、見読性、保存性の維持、データの改竄、削除からの保護につとめる。

### 5.データの公開形式について

現状では公衆衛生分野において国際的な標準データ形式が全ての領域において定まっているとはいえない。原則は非独自フォーマット、すなわち特定ベンダー製品の使用を要求しない CSV,XML 等以上の形式で公開するものとする。

### 6.データの帰属・利用条件

データの知的財産権は別に定める場合を除いて、科学院に帰属する。利用条件は、別に定める場合を除いて本基本方針策定時点で FAIR 原則(Findable、Accessible、Interoperable、Reusable)の理念に準拠して提供する。

データの引用については、学術論文の投稿規程等で定められた様式で引用することを利用にあたっての条件とする。

## 7.データの公開期間

科学院は、可能な限り速やかにデータ公開につとめる。ただし、公開猶予期間が指定されているものについては期限経過後の公開とする。公開期間は期限を特に設けないものとする。

## 8. 免責

科学院は、公開データの利用に関して生じる事案についての責任を負わない。